

第1回大阪府防災・危機管理対策推進本部 議事概要

○と き 平成25年4月24日 16時30分～17時20分

○ところ 災害対策本部会議室

(1) 大阪府防災計画の修正について

【危機管理室長】

13日に発生した淡路島付近を震源地とする地震への対応に際し、各本部員の皆様にはお礼申し上げます。

阪神淡路大震災以降、西日本は地震の活動期に入ったとも言われており、地震対策は迅速・着実に進めていく必要がある。先月、国の中央防災会議から南海トラフ巨大地震の第二次被害想定が公表されたが、資料1に記載のとおり、今回の被害想定は、従来のものと比べ、3つの特徴を有している。一つ目は「巨大」。量的に巨大であり、時間的にも長期化する。二つ目は「広域性」、三つ目は「都市型」。

現在、大阪府では、上町断層帯地震や東南海・南海地震の被害想定を基に、大阪府地域防災計画を作成。国・市町村・その他の防災機関に加え、民間事業者等、多様な主体が防災対策を進めているが、本府の施策としては、大阪府地震防災アクションプランを策定し、平成29年度を目途とする地震被害の半減に向けた取組みを進めている。

今後、本府としては、資料2に記載のとおり、公表された国の被害想定について、府として検証、精査した上で、国が検討を進めている南海トラフ巨大地震対策大綱等も踏まえ、地域防災計画やアクションプランの見直しを早急に進めていきたい。

本日は、その見直しに向けたキックオフとして、本府が主体となり、これまで進めてきた防災・減災に関する主な施策の取組状況や課題について、本部員の皆様から順にご報告を頂き、情報共有をしていきたい。幸田危機管理監から順にご報告をお願いします。

【危機管理監】

まず、概括的に言えば、多くの事業が一定の進捗をしており、また、関西広域連合発足後は、この枠組みで進めている事業もある。これらについては、目標達成に向けて、更に取組みを強めて行かなければならない。一方、目標達成が困難な事業もある。例えば、庁内BCPのように、アクションプラン策定後の情勢変化で、現在の目標や取組みを変更しなければならないものがある。また、帰宅困難者対策のように、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震等の新たな被害想定も踏まえて目標の再設定、もしくは、新たな取組みを必要とするものがある。更に、我々が取組みを進めて行くには、法制度、財政、広域調整など、府県レベルでは対応に限界があり、国レベルで取り組んで頂くべきものがある。一例を言えば、要援護者の避難対策。これまで、個人情報保護が非常に大きな課題となっており、自治体だけの取組みではなかなか進まない面もあった。今回、災害対策基本法の改正案が閣議決定され、法的に位置づけられることから、今後は、法律に基づき順次取り組んでいくことが必要である。

次に、危機管理室の所管事項について説明する。まず、防災センターが整備された。施設につい

ては、推進本部終了後にご案内する。

また、防災・危機管理情報発信機能の強化も進んでおり、防災行政無線については、平成 26 年度末を目途に再整備する。さらに、民間事業者にご協力頂き、新たな情報伝達ツールの構築にも努めている。事例を二つ申し上げますと、一つは、ウェザーニュースとの協働により、府民から身近な災害情報を提供して頂きウェブサイト上に掲載するという大阪減災プロジェクトを推進している。もう一つは、NHKをはじめとするメディア各社とライフライン事業者との協働により、ライフラインの被災状況や復旧状況を情報提供する関西生活情報ネットワークの構築も進めている。

更なる取組みが必要なものの一つとして、防災協定が挙げられる。最近では、ヤマト運輸や佐川急便といった宅配事業者と協定を締結しているが、現在、グーグルとも防災協定を協議中である。また、広域的な応援・受援の協定を結ぶため、東京都と協議をしている。

最後に、現行目標では新たな被害想定に対応が出来ず、見直しが必要なものについて3点申し上げます。一つ目は、庁内BCP。平成 21 年度に、上町断層帯地震の被害を想定し、大手前庁舎を対象とした業務継続計画を策定しているが、庁舎問題や南海トラフ巨大地震を踏まえて、今後、推進本部を通じて見直しを検討して行く。二つ目は、災害物資の備蓄の確保。これも、上町断層帯地震の被害を想定して必要量を確保しているが、今回の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえると、圧倒的にその量が不足しており、今後、必要量の精査を行い、確保策を検討して行く。三つ目は、帰宅困難者対策。これまでは、徒歩帰宅を政策目標とし、コンビニ等民間事業者と連携した取組みを実施してきたが、今後、東日本大震災の首都圏の状況や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、一斉帰宅の抑制やこれに伴う備えについても検討を進めて行く必要がある。

【大阪府市大都市局理事】

本年4月1日に発足したので、アクションプランの所管はないが、大阪市でも地域防災計画を策定しており、帰宅困難者対策も行っている。今後、大都市制度に向けた事務配分を検討していくので、連携しながら対応して行きたい。

【政策企画部長】

政策企画部では、アクションプランにおいて報道機関との連携強化等が、地域防災計画の業務大綱において復興に係る府政の総合企画及び調整に関する事項が、それぞれ位置づけられている。当部としては、トップマネジメントを補佐し、全庁挙げての防災・減災への取組みが円滑に実施できるよう、政策面でのマネジメントや調整機能について、関係部局と連携しながら、情勢の変化も踏まえ取り組んで行きたい。

【報道監】

災害時における広報活動については、平素から報道機関との連携に努めている。13日に発生した地震について、報道機関に情報提供を行ったが、例えば、被害が地震によるものかどうかなど、フォローに時間を要するものがあつたことは今後の課題といえる。一方で、プレスセンターを直ぐに開設したことや、定時に限らず、随時、新しい情報を口頭でブリーフィングしたのは効果的との声を頂いた。

災害時の二次被害の防止や円滑な支援活動については、府民に対して、迅速に情報を提供していくことが必要である。テレビやラジオは勿論、新聞もネット配信を行っており、これまで以上に情

報提供を迅速に行っていくため、各部担当者が、こういった情報を出せば良いのか、精度にこだわって時間をかけることなく、出来るだけ早く対応できるような取組みが必要だと痛感したところである。

【企画室長】

地域防災計画の業務大綱では、企画室の役割は、復興に係る府政の総合企画及び調整に関することとなっている。これまでも、防災・減災等、災害に強いまちづくりという観点から、危機管理室と連携しながら府政全体として対応してきた。中長期的には、大阪の成長の基盤となる安全・安心を確保するため、東日本大震災の教訓を踏まえた大阪の成長戦略の点検・強化を、短期的には毎年度、府政運営の基本方針において「災害に強いまちづくり」等の政策課題の方向性の整理等を実施してきた。

災害時、復興計画を速やかに確立し、着実に遂行できるよう、今後の取組みの第一として、国において取り組まれている国土強靱化に対する大阪府の対応について、危機管理室とともに、関係部局と連携・協働して検討を行っていく。

【総務部長】

大手前庁舎及び咲洲庁舎について、庁舎管理課と人事室が中心となって、改めて配置体制を確認した。咲洲庁舎については、中央防災会議の津波想定を踏まえた準備を既に行っており、長周期地震動の当面の対策として、ダンパー設置工事を実施している。今後、中央防災会議等から新たな知見が示されれば、それに基づき、更なる取組みの検討が必要と考えている。

【財務部長】

いざ地震なり、天災その他の災害により、被害を受けた場合は、税の減免等、地方税法その他の法令に基づき実施してきた。実際に地震が発生した場合、緊急時の予算が当初予算で措置されていないから執行出来ないといったことがないように、予算については、適切かつ迅速に対応して行きたい。

【府民文化部長】

まず、災害発生時における広報活動については、危機管理室とも連携して、ホームページ等で迅速な情報提供ができる体制に努めているが、今後、新しい媒体として、SNSの特徴を生かしたタイムリーな情報発信が出来ないか、至急検討して行きたい。

二点目は、応急物資の供給。大阪府生活協同組合連合会と協定を締結し、日頃から意見交換を行い、いつでもご協力を頂ける関係を作って行きたい。

三点目は、在住外国人の支援体制。ボランティアの方々に活動して頂くことが大事。大阪府国際交流財団が持っている災害時通訳ボランティアと協働して、いつでも対応できるように体制を取りたい。

四点目は、私立学校の耐震化。平成25年度から平成27年度までの緊急事業として、補助制度を創設したので、私立学校に耐震化の促進を働きかけている。

【福祉部長】

まず、府内の民間福祉施設の利用者は、高齢者、障がい者、子どもたちを含めて、オール大阪で約 24 万人。各施設で生活されているので、万一の時の避難は、施設管理者の責任において、避難体制をしっかりと作って頂くことが必要である。

また、震災が広域であるため、施設が倒壊した時や破損した時に、利用者が利用継続できないことが考えられる。府や市町村の所管を問わずに、府が情報を一元的に集める仕組みは既に出来上がっているが、次の大きな課題として、そうした方の移送先や避難先を速やかに確保して、移送する仕組みを確立していくことが必要である。府内だけで対応出来れば良いのだが、府域を超える場合には、府県間調整を行う必要がある。

最後に、在宅の要援護者への支援については、名簿作成が重要である。府内の多くの市町村は、既に名簿作成に着手しているが、本人同意の上でしか登録できないので、全体を網羅しているのが課題である。災害対策基本法の改正案において、市町村長に義務付けがなされるので、この制度の中で作っていくことが必要である。

いずれにしても、広域調整は府や国、府の社会福祉協議会や全国社会福祉協議会が、在宅の要援護者は市町村が、それぞれ対応することになるので、きっちりと連携して行きたい。

【健康医療部長】

DMA Tの養成については、日本DMA T研修や府独自の大阪DMA T研修により養成中である。府内には 18 病院があり、1つの病院に3チーム以上のDMA Tを設けて頂くこととしており、現在、11病院まで拡大している。国や都道府県、市町村、消防機関、自衛隊等が主催する訓練に参加し、各機関との連携強化も図っている。

災害時の医療体制の確立については、災害時医療救護活動マニュアルに基づいた災害時医療体制を各機関に周知するだけでなく、顔の見える関係を構築するため、研修を繰り返し実施している。また、災害時に各種医療救護班等の受入・配置調整業務を行う災害医療コーディネーター20名を任命したほか、常設型の広域医療搬送拠点八尾SCUを整備した。

巡回健康相談、こころの健康相談については、医療支援、被災者のこころとからだの健康管理に努めるため、災害時のこころのケア活動マニュアルを新たに策定したほか、大規模災害時における保健師の活動マニュアルをリニューアルした。平常時からの準備や、災害時の保健師の役割、巡回健康相談時に使用する様式等を統一し、府保健所・市町村の保健師を対象に研修を実施している。今後も、災害時に迅速に対応できる保健師の人材育成を継続し、南海トラフ巨大地震に備えて行く。

医薬品及び医療用資機材の確保については、災害拠点病院 12 病院において、3日分の医薬品を備蓄している。また、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合において、7日分の医薬品の流通備蓄を委託している。粉ミルクについても、企業と協定を結び、1日分以上を継続確保している。

今後の課題としては、災害拠点病院が浸水被害の影響を受けた場合に備え、対策を検討することが必要だと考えている。

【商工労働部長】

まず、応急物資に関する協定について、現在、各協同組合6団体と災害時の物資応援協定を締結している。災害対策本部の指示を受けて、タオル、ブラシ、毛布、畳、瓦、ブルーシート等、応急物資を調達することとしている。今後も、引き続き、応急物資の確保に向けて、各事業者との調整

を進めて行く。

次に、中小企業に対するBCPの普及啓発については、災害の発生による中小企業被害を最小限に留め、早期の事業再開が可能となるよう、セミナー等の開催を通じて府内中小企業のBCPの普及啓発活動を実施している。平成24年度は8回開催し、約340社の参加があった。今後も啓発活動の取組みを進める。

最後に、被災者の生活再建という視点から、中小企業の金融措置と雇用機会の確保については、災害に起因する中小企業の資金需要に対して、信用保証協会等と連携して、融資相談又は必要に応じて災害対策資金融資を行うなど、適切な措置を講じる必要がある。また、雇用については、被災された方に、障がい者など就職困難者も含まれることが想定されるので、きめ細かな就職支援に取り組むとともに、大阪労働局とも連携・協力し、災害の状況に応じた雇用の確保に取り組んで行く。

【環境農林水産部長】

まず、災害廃棄物の適正処理について、災害廃棄物は一般廃棄物のため、市町村処理となるが、緊急時に市町村だけでは手が回らないことが考えられるので、平時から解体業者に協力要請をしている。その際、府民に二次的な健康被害が発生することがないように、市町村とともに、倒壊家屋でのアスベストやPCBの適正処理をきちんとやって頂くように啓発指導を行っており、その充実を図っていく。

次に、被災した工場、事業所からの有害物質の飛散を出来るだけミニマムにする取組みを行っている。府生活環境保全条例に基づき、化学物質適正管理指針を設けており、府内の規制物質を扱う事業所1,600社程を既に把握している。それぞれの事業者が自主的にきちんと化学物質を管理するよう、計画書の提出を求めるという形で対応している。

この点に関する課題としては、消防との情報共有である。引火性のある物質は、ほとんどは消防法で補足できるが、そうでない物質が飛散し、大量に吸い込むと健康被害が出るものもあるので、消防と情報共有を図っていく。また、昨年度、被災自治体の工場・事業所の状況調査をした結果、原料保管タンクなどの配管で破損している場合が多いことが分かった。色々な危険物質が出てくることがないようにするためには、遮断弁を付けることが最も効果的だが、予めどの様な形で講じて頂けるのか、事業者の意見を聞きながら、夏ごろに適正管理指針見直しのパブリックコメントを実施した上で、指針を改定し、より一層の対応強化を図っていく。

最後に、漁港を含めた農業生産施設については、滝畑ダムを中心に、農業利水ダムの安全性は、現在のレベルにおける耐震性を確保しているが、ため池についても、今回の緊急経済対策等の予算を活用して、平成28年度までに、最重点100箇所の耐震診断を行い、必要なものは耐震改修事業を実施する。

この点に関する課題としては、ハザードマップづくりの取組みが遅れ気味である。災害はいつ起きるか分からないので、本府としては、市町村に必要なことや意義を理解して頂くとともに、技術的な支援を行うなど、市町村においてハザードマップが作成できるように取り組んで行く。

【都市整備部長】

阪神淡路大震災以降、直下型地震と東南海・南海地震を想定し、減災の視点から土木施設の耐震化に取り組んできた。堤防、防潮堤、橋梁、港湾について着実に実施した結果、重点14路線、道路と鉄道との交差部の橋梁、海拔ゼロメートル地帯の防潮堤の耐震化について、概ね完成した。現

在は、水門・鉄扉の遠隔化に着手している。今後は、南海トラフ巨大地震について、中央防災会議の報告を踏まえ、府域の土木施設の点検を行い、必要な取組みを着実に進めていきたい。

都市整備部には、道路啓開の役割もある。震度5以上で職員全員が参集となっているが、13日の地震では、発生から3時間後に6割が、昼前には8割が参集した。幸いにも土木施設の被害はなかったが、参集途上、参集後の施設点検をしっかりと行った。

この点についての課題は、異動直後であったため、職員の参集先が変わり、混乱した。また、安否確認が不十分であったり、他部局から転入して来た職員に対して、地震初動マニュアルのルールを十分に伝えきれていなかったところがあったようだ。しっかりと対応していきたい。

【住宅まちづくり部次長】

まず、密集市街地の整備促進については、これまで、インナーエリア再生指針に基づき、不燃領域率を40%以上確保すべく取り組んできたが、平成22年度時点の達成状況は33%程度である。今後の課題でもあるが、今年度中に密集市街地の整備方針をつくる方針である。従前の不燃領域率に加え、避難の困難性も考慮する。また、今回から大阪市、堺市を含むオール大阪の方針として定める。

次に、民間住宅の耐震化については、耐震化補助により、引き続き対応して行く。平成22年度時点で、概ね8割が改修を終えている。引き続き、目標の90%を目指す。

最後に、仮設住宅の建設体制の整備については、既に、社団法人プレハブ建築協会と協定を締結済みである。細かな手順や住宅仕様等が確立していないため、早急にマニュアルを作ることとしている。仮設住宅の建設だけでなく、今後は、民間住宅の借上げについても検討を進めて行く。

【会計管理者】

課題は緊急時の財務処理。財務会計システムが使用できない状況を想定して、紙ベースにより対応することとしている。出納員、会計員を対象とした研修でも説明を行っている。ただ、現実に上手く稼動するか点検する必要がある。例えば、指定金融機関との点検確認や、庁内での模擬訓練も行っていきたい。

【教育長】

厳密には大阪府教育委員会の守備範囲ではないが、大阪府内の公立小中学校の耐震化率は79.3%で、平成28年度までに完了の予定。全国の平均値は84.8%のため、少し遅れている。

大阪府教育委員会の守備範囲である府立高校の耐震化率は、現在85.7%で、今年度末には93%となり、平成26年度末には100%の予定。ただ、成城高校と吹田東高校については予期せぬ構造上の障害が見つかり、平成26年度末には終わらないが、平成27年度に大きな地震が来て、生徒が被害を受けないように、耐震基準を満たした仮設校舎を平成26年度までに建設し、平成27年度までに、全ての府立高校の生徒が耐震化された施設で学習できる環境を整える予定。

大阪府教育委員会が所管している施設は府立学校以外に11施設あり、このうち8施設で耐震化が完成済み。終わっていない施設は、中之島図書館、臨海スポーツセンター、漕艇センターの3施設。中之島図書館については重要文化財の本館を平成26年度までに、臨海スポーツセンターについては平成27年度までに、漕艇センターについては耐震基準を満たしていないB棟について平成27年度までに、それぞれ耐震改修を終えることとしている。

課題としては、地震発生時のマニュアルについて、学校が具体的な被害や状況を想定して作成するが、各学校によって千差万別である。例えば、私のいた和泉高校では、津波が絶対に来ないという情報を岸和田市、大阪府、国等から得ていたので、津波が来ないという前提で対策を講じた。津波の来る可能性があるのか無いのか、また耐震化が終わっていても、永久に倒れないというのではなく、一定の時間が経つと崩れてくるということなので、どこにどういう状況で、生徒を避難させれば良いのか、各学校において、教職員が連携を取った上で、避難対策を考えていくことが必要だと思う。

また、障がいのある生徒や、怪我をした生徒へのケアをどのようにするのか、誰が搬送するのかなど、事前に決めておく必要がある。非常食や非常用の設備の整備をどの程度行っておくかといったことも含めて、各学校が、状況に応じて、具体的なイメージを持ったマニュアルを作成していかなければならないと考えている。

【警察本部副本部長】

交通管制施設の整備については、災害に備えた施設整備を推進している。平成 20 年 4 月に完成した交通監視システムでは、心臓部といえる中央装置を免震構造としている。また、平成 24 年度末現在、避難経路の交通状況を確認するため、交通監視用のカメラ 219 機、交通規制情報を文字情報として提供する交通情報板 204 機、停電時における自動的に信号機に電気を供給出来る信号電源付加装置 214 機について、緊急交通路を中心にそれぞれ整備している。今後、信号灯器の LED 化や信号機の機能高度化等、災害に強い交通管制施設の整備が課題。

次に、混乱等に乗じた各種犯罪の予防のため、救出・救助部隊以外に、防犯対策や被災者支援を行う、いわゆる直下部隊の編成について、従来は 3 隊 690 人だったものを、12 隊 1707 人に増強する予定。この部隊により、被災地域における警戒災害に便乗した各種犯罪の取り締まり、地域の自主防犯組織との連携による防犯活動を強化して、府民の安全・安心を確保することとしている。また、各種支援活動や避難所、仮設住宅の巡回相談を通じて、被災者に対するタイムリーな情報提供にも努めて行く。

【小河副知事】

各部局で色々取り組んでくれているが、見直しにあたっては、南海トラフ巨大地震だけではなく、上町断層帯地震等、それぞれのケースに応じて考えてほしい。

巨大な地震が起これば、どうしようもない場合があるが、その時に何をするのか、どうするのか。災害物資の備蓄は、従前どおり 3 日間で問題ないのかなど、それぞれで考えて欲しい。

各部局で協定を締結しているが、協定締結時は、相手方の担当者に熱心な方がおられる。その方がずっと担当して頂ければ良いが、大きな組織であれば異動されてしまう。そして、いつの間にか、「そんなものもありましたね」と相手方に言われてしまうことがよくある。日頃から防災訓練に参画して頂くなどして、相手方が常に意識を持ち続けるようにしてほしい。

今、気になるのは、石油コンビナート。民間の話だが、あの周りはどうなるか。危機管理室が検討会で考えているが、それぞれの部署でも最悪を考えてほしい。

I T やハイテクが進んでいるが、停止した時に備え、ローテクでの対応も考えて欲しい。

皆さんには、部下に対して単に指示するだけでなく、大きな観点から指示を出し、問題点を議論してほしい。

【小西副知事】

4月13日に発生した地震対応に関して、防災・危機管理警戒本部が大手前に設置されるため、職員は大手前に参集したが、咲洲部局はサーバーが大手前から咲洲にアクセスできなかったので、データが使えず、部隊を分けて対応したという話を聞いた。それで上手く行ったのかどうか、確認してほしい。今後、バックアップデータを持つか否かについて、部局で検討し、対応が必要であれば、総務部で対応してほしい。

【知事】

淡路島の地震では、防災・危機管理警戒本部を立ち上げて対応したが、幸いにして大きな被害はなかった。

今日、各部局での対応について、中身の不足していること、これからやって行かなければならないことなど、色々な話を聞いたが、不足しているのは消防力と感じた。大阪府にはない。

南海トラフ巨大地震の対応は、被害想定が一番大きい自治体にも中に入ってもらい、消防と大阪市については、推進本部での位置づけも必要。小河副知事の話にもあったが、上町断層帯や生駒断層帯、南海地震等、それぞれの地震に応じて、どういう体制を組むのか、ありとあらゆる危機に対して備えていく必要性を感じている。それでも、予測不可能な事がいっぱい出てくると思うが、考え得ることは全て考えて行くという形で対応して行きたい。

南海トラフ巨大地震が発生した際、本日参加している部局長全員が一斉に被災することまでは考え難いが、私や市長が同時に被災した場合は、誰が指揮を執るのか。小河副知事なのか、小西副知事なのか、大阪市副市長なのか。まだ大阪都になっておらず、代理の順位がどうなるのか、危機管理監と大阪市の危機管理監とで話をしておいてほしい。有事の際の指揮命令系統が想定外とならないように、是非検討してもらいたい。

各部局においては、部局の中で、想定外がないように、更に検討をお願いする。

【危機管理室長】

只今の本部長からのご指示を踏まえ、大阪府地域防災計画やアクションプランの見直し、またこれらの見直しを待たずとも可能な施策の実施など、本部員の皆様の積極的な取組みをどうぞよろしく願います。